北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県東広島市、福岡県福岡市、広島県福山市、広島県大分市	告示別表第三の00110006の項、00110018の項及び00110019の項に規定する帳票要件の標準

四　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる帳票要件の標準については、告示別表第三の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	五所川原市、平内町、横浜町、新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	塩竈市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町
山形県	米沢市、天童市、中山町、西川町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、古殿町、三春町
茨城県	龍ケ崎市、下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	桐生市、太田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、秩父市、鴻巣市、北本市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、市原市、君津市、袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	中央区、港区、新宿区、品川区、世田谷区、豊島区、足立区、葛飾区、青梅市、町田市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村
新潟県	加茂市
石川県	金沢市
福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	長野市、松本市、飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、一宮市、東海市、知多市、みよし市
三重県	いなべ市
滋賀県	大津市、甲良町、多賀町
大阪府	吹田市、八尾市、寝屋川市、泉南市、四條畷市、河南町
兵庫県	姫路市、尼崎市、相生市、丹波市、たつの市
奈良県	奈良市、三宅町、黒滝村、上北山村
和歌山県	海南市、田辺市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、西粟倉村、吉備中央町
広島県	呉市、神石高原町
山口県	下関市、上関町
徳島県	徳島市
香川県	高松市、観音寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	熊本市、玉東町
宮崎県	宮崎市

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十一号）附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道占冠村、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、北海道礼文町、北海道利尻富士町、北海道幌加内町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道福島町、北海道知内町、北海道木古内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道月形町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道留萌市